

第5回 豊川市子ども・子育て会議録

平成26年8月26日（火）

午後1時30分から午後4時

豊川市勤労福祉会館 視聴覚室

1 あいさつ

白垣会長によるあいさつ

（略）

2 議 事

(1) 量の見込みの補正及び確保方策の考え方について

ア 「教育・保育」の量の見込みの補正について

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

・保育士の確保について、ハローワークや求人緊急確保事業等で努めていくということだが、**現在でも確保が難しく、もっと人数が増えたときに確保ができるのか不安がある。**

（事務局）時期を問わず、保育士の募集を順次図っている。登録制としているが、実際は登録して待機している方はなく、確保が困難な状況である。本市の大きな課題として捉えている。

・愛知県は良い方で、全国的に保育士不足が叫ばれており、免許保有率はかなりあるが、離職率が非常に高く、離職後に復職する人が少ない状況である。

・人数的には確保できたとしても、正規の職員を増やしていかないと、質の確保が欠落する気がする。

・幼稚園教諭の過不足や離職率は、各園によるが、不足しているという話は愛知県全般で聞く。質の問題も量の問題と併せて考えていかねばならない。

・量の見込みとなると、どうしても頭数になるが、1じゃない人を1として配属して、マイナスにしかならないこともある。質と数は並行して考えないといけない。よその子を預かって、突然頼まれた方が来て何もできないでは困る。

イ 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みの補正について

(7) 時間外保育事業（延長保育事業）

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

・確保方策の考え方で、16園ありニーズ量は充足しているとあるが、補正しても、市全域の地域に散らばっている感じになるか。園を移れば充足する場合もあると思うので、量だけでなく質的にできるか検討が必要だと思う。

（事務局）まだそこまでの数字を出していないので、検証する。

(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

・補正の考え方で、小学生児童を対象としたアンケートをもとにしたものと、5歳児を対象にしたものでは、データは大きく変わるか。

（事務局）特に高学年で大きく変わる。全国的な傾向である。その理由として、保育所の

子どもを持つ親は、将来が分からない中では、児童クラブをずっと使っていくという思いがある。しかし実際は、高学年になると児童クラブは、ある程度一人で留守番ができたり、塾へ行ったりして徐々に減っていく。国からの指示で、小学生アンケートをとっている場合は、それを使うことが可能なのでそうしている。

・逆に補正值よりも増えるということも想定されるが。

（事務局）高学年の利用希望がどれくらい出てくるのか、実態とどのくらいの違いがあるのか推測が困難である。

・そのときの確保方策の考え方と合わせて5年かけて調整していく感じか。

（事務局）来年度に一度に確保できればよいが、保育所と違い、子どもが放課後に自分で児童クラブに通う関係上、児童クラブ間での利用調整が出来ないので、それぞれで質も確保し、量も確保することができないと、最終的に利用者のニーズに応える体制が整わないので、少し段階を置かざるを得ない。

・地域の設定の仕方だと、4つの区域に分けた場合に、移送のためのドライバーと資源さえ確保できれば利用調整はできるのでは。

（事務局）夏休み期間などの場合は、ある程度利用調整ができるので区域設定をしたが、通常学校があるときの移送体制は、どれだけ経費がかかるかと、いろいろな学校の子が集まることになじめるかということもある。

・今でも過密状態の児童クラブがあると聞が、量を27年度に急に増やすのか。それとも施設ができたところから順番に受け入れを増やすのか、今の施設の量で受入れ人数だけ増やせば大変なことになる。できるところから始めてほしいと思うが、見込みとして学校で空き教室等を借りていけるところはあるか。

（事務局）空き教室をどのように提供できるかは、協議を進めたいと思う。先に拡大、募集をかけて受け入れるということは、子どもの安全上できないので、スペース確保でき次第受け入れていくことが順当な考え方だと思う。

・児童クラブは、本来親が働いている間に子どもを預かる場所という認識では一致しているが、「健全な育成を図る」ということの中身について、今まであまり考えられていなかったのではないかと。特に高学年は、「働いているから行きなさい」で済むものではない。そのようなことも、検討していく必要があると思う。

（事務局）新制度の中で、携わる人の資格について、研修など増やしていく等の方針が示されているので、その点は改善されていくのではないかと考えている。

・量の見込みのところで、保護者の感覚として、「うちは今まで3年生までだと思っていたけど、預かってくれるならお願いします。」という数が、かなりの数で上がってくるとことは、ある程度想定されているか。

（事務局）そういう声が跳ね返ってきている区域がある。実績との格差が非常に大きくなっている区域の受け入れをどうしていくか、危機感を持っている。

・国も、子ども・子育て支援制度の予算が決まっていないこともあり、啓蒙が足りていない部分がある。確保方策の考え方などで「質」や「量」と言っているが、現状では人口の2%へのサービスである。国としてはどうしたいのか、10%や20%まで上げた上で、母親に「もっと働いて」と言いたいのか、子育てを誰がするのかについてもビジョンが出ていない。

・保育園に入園すれば、夏休みも勤めに出ることができるが、小学校の1年生の壁ということで、そこから夏休みがあるため、仕事を続けられないと聞く。児童クラブは、夏休みなど

最大数で来たときの施設の大きさを考えないと、女性が働き続けることに繋がらないと思う。

（事務局）現状でも、市全体で夏休みだけで 230 人くらい増える。そうすると、既存の施設だけでは、入れない可能性もあるので、本市では少ないケースだが、他の校区の児童クラブに通うケースもある。大きな市では普通にあるので、本市でも、対応を考えていかねばならない。

(ウ) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

・このショートステイという事業を知らない人が多いのではないかと。実際に使う人は少ないが、困ったときなど子どもが泊まりに行けるところがあるということを知らせておくことが必要だと思う。たくさん来てほしいという意味ではなく、あるという安心を与えることが必要だと思う。

（事務局）認知されていないということも反省しているが、今後は、制度も含めて子育て支援センターや子どもに関する相談をワンストップで受けられるような窓口を周知することで、そこにいただく相談の中で制度を紹介するような流れが分かり易いのではないかと考えている。新制度の中でも利用者支援ということで、いろいろな面で PR をする方策を考えていきたい。

(エ) 地域子育て支援拠点事業

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

・補正の考え方の中で、「3号認定の子どもは、保育所と地域子育て支援拠点の両方を利用する可能性は低い」とあるが、平日に利用することを想定しているためか。

（事務局）実際には、土日も含めて児童館があるので、全部外すのではなく、2/7 だけ割り返すという考え方もあるが、3号認定を除く前の数字でも、あまり差が出なかった。延べ人数では、1,000 人程度の差はあったが、補正でその程度しか少なくならなかったの、現実的には保育所を使う人は、ニーズが元々無いと言えるのかと思う。平日限定という考え方にはこだわっていない。

・年間の量の見込みが延べ回数になっているので、見えづらい。実際に児童館 74,000 人という実績があるが、固定の方が何回もということだと思う。それも合わせて、量的充足は可能であるとされたと思うが、事業のあり方としてどうかという部分もある。

（事務局）リピーターが多いと思う。

・同じ人が何回も来ていて、利用していない人は、していないのかと思う。

（事務局）場の提供としては、市が行っているつどいの広場や児童館だけではなく、子育てサロンや子育て広場など、地域で行なっている市民館を利用したりという活動も、数多く市内にもあるので、かなりのニーズも充足される部分もあると思う。

・第1子か第2子かによっても、母親の動きも変わってくると思う。「上の子が幼稚園にいて送りにいき、そのまま話しをしている」「わざわざ拠点は利用しなくても出かけるところがある」などという人もいるので、人数の足し引き、割り算などでは難しいと思う。

・サービスとして拡充しようとしたら、どこまでもできる事業だ。どこまで行えばいいのか、難しい。

（事務局）場の提供だけという考え方なら、それなりのやり方もあると思うが、それに支援が関わってくるので、そこに従事する人、内容も含めてただ単に「場」というだけではどうかと思う。

(オ) 一時預かり事業

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

- ・保育実績推計値も含めて、全体的に日数で出しているが、全部で何十人しかいない感じがする。これは、国から日数で出すように言われて出しているのか。

（事務局）量の見込みについてはそうである。

- ・実際必要なのは、日数ではなく、一人当たり、保育士としてどう対応していくかということだと思う。日数にしたら平均化してしまい、事業として充足しているようなイメージを与えたいのかとを感じるが、実績を見ると、1か月の利用延べ数は少ない。

（事務局）国としては、一時的な預かりのニーズは高く、その中で幼稚園に通っている子は、幼稚園である程度見てほしいという政策を取りたかったということである。

しかし、本市では、幼稚園でも預かり保育を実施しているので、その部分はある程度応えられている。

- ・しかし、日数で出して平均化してしまえば、週4日の人と、週3日の人と、毎日利用とそれぞれの日数の重みがなくなる。週4日の人と週3日の人では、質が違うので、その人数が全体の何%かの方が大事である。全部合算して年間で述べ数で割ってしまっただけでは何も見えない。
- ・一時的保育では、園によって偏りがあるのではないと思う。人気のある園の周りの人は一時的に預けたいときに無いことになる。考え方も、量の見込みという数字だけで見てしまっているのか。
- ・子どもを考えてあげたときに、平均1園に偏りがなければ1人か2人しかいないというときに、延長保育の子ども達と合わせてどれくらいの友達がいるかはニーズに関係してくる。「子どもの利益」「子どもの健全な育成のために」のようなことも考えていかねばならない。
- ・一時預かりには、専任の先生がいるのか。

（事務局）いる。0歳児は、3：1、1歳児は5：1、2歳児は、6：1と一人当たりで見える人数を決めているので、最少が3人、最大が6人となる。

(カ) 病児・病後児保育事業

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

- ・市民病院に院内保育の計画はないのか。

（事務局）計画は無い。可知病院にお願いしているが、どちらかというと豊川市の西部地区にあるので、配置の関係でバランスを取って考えてながら、もう1箇所の開設を計画の中に位置付けたいと考えている。

- ・病気によって、ある子ばかりを預かると、他の子が頼みに来ても、部屋の関係で断ることもあると聞く。

（事務局）感染症の子を同じ部屋で保育ができず、一度に預かることはできないので、なかなか難しい。

(キ) 子育て援助活動支援事業

(ク) 利用者支援事業

(ケ) 乳児家庭全戸訪問事業

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

- ・乳児家庭全戸訪問事業で、保健師や看護師により訪問と書いてあるが、保健師や看護師で

なければいけないのか。他市で、ボランティア、子育て支援者、サポーターを養成し、その方たちに訪問してもらっているところがある。第1子の場合は、心配事や相談ごとなどいろいろあるので保健師や看護師が行くが、第2子以降で、予防接種などのお知らせなどをしに行く程度であれば、地域のボランティアや主任児童委員が行くことも、ひとつの手ではないかと思う。

（事務局）保健センターの職員がいないので、いい加減には回答できないが、有資格者でなければいけないということではなかったと思う。

(コ) 養育支援訪問事業

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

・養育支援訪問事業で、割り算で3.9回と一世帯あたりの訪問数が出ているが、春夏秋冬ごとに1回ということか。

（事務局）多い方で4回以上、少ない方は、もう少し少なくということで、平均すると3.9くらいになるという考え方である。

(カ) 妊婦健康診査事業

(2) 豊川市子ども・子育て支援事業計画【素案】について

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

・次世代計画の時は多くの項目を話し合って決めてきた。今回子ども・子育て支援法になり、保育施設や保育の量など、保育のことしか審議しないが、保育だけでなく全体を見る計画がいいと思う。子育てをする親にとって良質な環境づくりのなかに、児童虐待ではなく、DVなど家庭内暴力については入って来ないか。

（事務局）DV自体は配偶者間の暴力だが、それを子どもが目撃することに問題があり、児童虐待の一種と考える。

・基本目標・基本施策の方向の5. 仕事と子育ての両立の推進というのが、多様な働き方ということで書かれているが、なぜこれが必須ではなく任意なのか。

（事務局）法律上入れなくてもいいが、豊川市は次世代計画からひとつの課題として掲げてきており、任意だが入れていきたいということである。

・「母と子の健康づくりの推進」など、母と限定して書いていいのかと、5. 仕事と子育ての両立のところで「男性を」とあえて入れているところは、抜いたほうがいい。障害児の「害」をひらがなにして害の字を避けるというやり方もあるが、どのような感じか。

（事務局）今の点は統一的に市の計画でいろいろなところで呼ばれているので、注意していきたい。

・5. 仕事と子育ての両立の推進のところで、働き方の見直し等で「等」で済まされているが、男性が育休を取ることに對して、いろいろな考え方がある中で、その道を選んでいる人に対する理解を示すもの、推進していくというものが入ると良いと思う。

・よくありがちだが、社会的背景についても全部マイナス面が上がっており、「良くないから、こうしよう」という方向性に見える。実際には、女性の社会進出が活発になってきており、見方によっては違うと思う。悪いからというスタートではないと思う。

（事務局）社会的背景は、子ども・子育て関連三法を改正するときの国が並べた理由で、豊川市の課題ではない。新制度を構築する上での国の整理として、たくさんの課題をいかに、何とかしていくかということが発端として並べられている。

(3) その他

審議いただいた量の見込みは、県に中間報告として提出する。県と協議し、変更点等でてくる可能性があるが、年度ごとの計画は、国の予算がついてとなるので、国の補助金の方向性などが出てきた段階で決めていく形になる。

【事務局より】

次回は10月後半～11月頃を予定。